

鷹栖町職員の懲戒処分について

下記の事案につきまして、地方公務員法第 29 条の規定による職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせいたします。

記

1 被処分者

主幹職 50 歳代 男性

2 処分内容

減給 3 か月

3 事案の概要

被処分者は、令和 6 年度において適正な会計処理を行わず、一部私費での支払いを行った。

4 処分日

令和 7 年 4 月 30 日（水）

5 町長コメント

職員の不祥事により、地域住民の皆さまの信頼を大きく損ねたことについて、深くお詫び申し上げます。今後全職員一丸となり綱紀粛正、不祥事の根絶に向けた取り組みを継続的に行い、地域住民の皆さまの信頼回復に努めてまいります。

担当：総務課

電話 87-2111（内線 111）